全日本病院協会　医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

全日本病院協会
医療行政情報

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　御 中

← 厚生労働省　認知症施策・地域介護推進課

# 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う採光規制の対象外の合理化について（周知）

計７枚（本紙を除く）

Vol.1551

令和８年 11 月 18 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線 3986)
FAX：03-3593-7894

事　務　連　絡
令和８年11月18日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局）　御中

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

# 建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う採光規制の対象外の合理化について（周知）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第284号）等が令和８年11月１日に施行され、国土交通省から別添のとおり技術的助言が発出されたところです。

本改正により、採光規制の対象外の合理化として、建築物の利用実態を踏まえた採光規制の合理化を図る観点から、採光規制の対象外となる居室として規定される建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第２項第４号の「利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」として、新たに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第１条の３の２に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限る。以下「当該施設」という。）が規定されることになりました。

この改正により、採光規制の対象外となる当該施設の建築確認に当たって、建築基準法施行令第19条第２項第４号の国土交通大臣が定めるものに該当することの確認として、当該施設の建設地を所管する行政庁の福祉部局が発行する当該施設として指定することが見込まれる通知書等の書類が必要となりますので、当該施設の事業者から求めがあった場合に配慮いただきますようお願いいたします。

【照会先】
厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）

全日本病院協会　医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

別添

国住指第３８７号
国住街第１０５号
令和８年11月18日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
（公印省略）
市街地建築課長
（公印省略）

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第284号。以下「改正令」という。）が令和８年９月16日に公布、同年11月１日から施行され、これに伴い建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第85号）についても、令和８年10月30日に公布、同年11月１日から施行されることとなった。

ついては、今回施行される改正令等による改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）及び関連する告示の運用に係る細目について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

## 第１　型式適合認定の類型の追加（令第10条第１号及び第136条の２の11第１号関係）

１　改正の概要について

現行の型式適合認定の類型は、(1)建築物全体（令第136条の２の11第１号ハ。以下「全体型式適合認定」という。）、(2)建築物全体から建築設備を除いたもの（同号ロ。以下「設備抜き型式適合認定」という。）、(3)建築設備（同条第２号）があるところ、建築資材の調達が困難になった場合に建築物の構造耐力に係る規定のみの審査省略を受けたうえで、調達が困難になった建築資材については個々に確認の審査を受けるといった柔軟な対応を

可能とするため、令第 136 条の２の 11 第１号に、建築物の構造耐力に係る一連の規定（以下の①及び②）に適合する型式適合認定（以下「構造型式適合認定」という。）の類型を追加することとした。

①建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 20 条（第１項第１号後段、第２号イ後段及び第３号イ後段に係る部分に限る。）及び法第 37 条の規定
②令第３章（第 52 条第１項、第 61 条、第 62 条の８、第 74 条第２項、第 75 条、第 76 条及び第 80 条の３を除き、第 80 条の２にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定

２．構造型式適合認定の認定申請について

構造型式適合認定においては、一連の規定から除かれる一般構造や防火・避難、建築設備に係る規定の適用を受ける主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重や、太陽光パネルや貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重を想定して構造計算を行うことになる。このため、申請者は、当該型式適合認定に組み込む一般構造、防耐火構造、建築設備の荷重の範囲を適用条件として設定し、構造型式適合認定の申請を行う必要がある。

３．指定認定機関による構造型式の審査・認定について

構造型式適合認定（令第 136 条の２の 11 第１号イ）の規定に係る審査は、本規定に定める構造関係の規定のみの審査となる。ただし、実際の計画の際には、令第 136 条の２の 11 第１号イの規定から除かれている規定（同号ロ及びハに定める規定）の適用を受けた場合の主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分や、大規模な建築設備を含めて荷重に関する前提条件（＝適用条件）を設定した上で、審査することとなる。申請方法は従来から変更はないが、指定認定機関に提出する申請書には、全体型式適合認定、設備抜き型式適合認定又は構造型式適合認定の別がわかるように、指定認定機関への申請様式を変更すること。

４．確認申請図書について

①認証型式部材等製造者以外の者による確認申請

型式適合認定制度の特例である建築確認時の審査省略については、型式適合認定の規定の範囲についてのみの審査省略である。したがって、構造型式適合認定を受けた建築物の建築確認にあたっては、建築主事、建築副主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）は、当該型式に係る一連の規定から除かれている一般構造や防火・避難、建築設備に係る規定に適合するかを審査する必要があり、申請者は、当該規定に係る図書を建築確認申請図書として提出する必要がある。なお、令第 109 条の２の２の層間変形角に係る規定は、当該型式に係る一連の規定から除かれているため、建築主事等は、当該規定に適合するかを審査する必要がある。

また、構造型式適合認定を受けたものは、規則第１条の３に規定する確認申請図書に加え、次に掲げる内容を記載した書類（平成 28 年国土交通省告示第 698 号第１号）を、申請者は建築主事等に対して提出することとし、建築主事等は、当該書類に記載の内容が、以下の構造型式適合認定の適用条件の範囲内か否かを確認する。様式については特に定め

はない。なお、令第 109 条の２の２に規定する層間変形角に係る図書は、当該規定が構造型式適合認定における一連の規定でないため、規則第１条の３第１項表２（16）項の規定により確認申請図書として提出する必要がある。

・適用条件とする、主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重（構造耐力上主要な部分及び法第 37 条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分を除く）
・適用条件とする、大規模な建築設備に関する荷重

②認証型式部材等製造者による確認申請

構造型式適合認定に係る認証型式部材等製造者による建築確認時の審査省略については、①の場合と比べて、省略部分が多くなる。ただし、構造関係の規定以外の規定については、①の場合と同様、建築主事等は、当該型式から除かれている一般構造や防火・避難、建築設備に係る規定に適合するかを審査する必要があり、申請者は、当該規定に係る図書を確認申請図書として提出する必要がある。

ただし、構造型式適合認定の適用条件の範囲内に一般構造や防火・避難、建築設備を設置することについて、認証型式部材等製造者に型式適合義務が課せられているため、確認申請時の当該荷重等を明示した書類（①に示した書類）の提出は不要である。なお、構造型式適合認定の適用条件の範囲内か否かについては、型式部材等製造者が確認することとする。

（参考）確認申請図書の比較

| 認証型式部材等製造者以外の者 | 認証型式部材等製造者 |
|---|---|
| 規則 別記第２号様式（確認申請書） | 規則 別記第２号様式（確認申請書） |
| 規則 第１条の３の表１に掲げる書類 | 規則 第１条の３の表１に掲げる書類<br>※構造型式適合認定の規定に係る図書は不要（構造耐力に係る規定以外の規定に係る部分を除く） |
| 規則 第１条の３の表２に掲げる書類 | 規則 第１条の３の表２に掲げる書類<br>※構造型式適合認定の規定に係る図書は不要（構造耐力に係る規定以外の規定に係る部分を除く） |
| 規則 別記第３号様式（建築計画概要書） | 規則 別記第３号様式（建築計画概要書） |
| 委任状 | 委任状 |
| 型式適合認定書の写し | 製造者認証の認証書の写し |
| 国土交通大臣が定める書類（平成 28 年国土交通省告示第 698 号第１号） | ― |

※下線部は、「認証型式部材等製造者以外の者」と「認証型式部材等製造者」の相違点

５．型式部材等製造者の認証要件

型式部材等製造者は、法第 68 条の 11 第１項に規定するとおり、国土交通省令（規則第 10 条の５の４）で定める型式部材等を製造する者であり、以下の①及び②を満たす必要がある。

①建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されていること
②当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の３分の２以上であること

「構造型式に係る型式部材等製造者（規則第 10 条の５の４第１号)」と「一連の規定の型式に係る型式部材等製造者（規則第 10 条の５の４第３号)」における型式部材等製造者の上記要件を図示すると以下のとおりである。

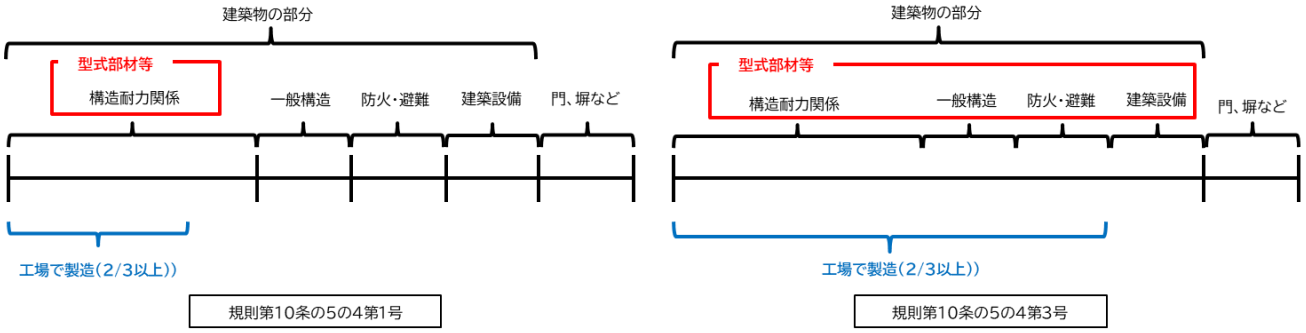


６．各種様式について

確認申請書（規則別記第２号様式）第４面 11 欄のうち「へ」において、その申請に係る建築物が、令第 136 条の２の 11 第１号に掲げる一連の規定に係る認定型式に適合する部分を有しているときに、該当する型式適合認定に応じたチェックボックスにチェックを入れることを求めているところ、構造型式適合認定の新設に伴い、令第 136 条の２の 11 第１号ハに係る認定型式に適合する部分を有していることを表すためのチェックボックスを新設する。また、構造型式適合認定の新設に伴い、構造型式適合認定を受けた認定型式に適合する部材を製造する認証型式部材等製造者が当該部材に付する様式（法第 68 条の 19 及び規則第 10 条の５の 15）に記載すべき構造型式適合認定の認証番号の記号を新設した。

## 第２　採光規制の対象外の合理化（令第 19 条第１項関係）

１　改正の概要について

建築物の利用実態を踏まえた採光規制の合理化を図る観点から、採光規制の対象となる建築物の居室を掲げる令第 19 条第２項から「利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」の居室を除外することとした。

２　採光規制の対象外とする施設について

採光規制については、長時間の滞在が想定される一定の居室を対象に規制を行っているが、福祉施設のなかには、通所型の施設で、利用者の滞在時間が特に短時間であるものも含まれていることから、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の２の２に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第１条の３の２に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限る。）を、衛生上支障がな

い建築物として採光規制を対象外とした（令和８年国土交通省告示第 1316 号）。運用にあたっては、以下の内容を参照のうえ、適切な対応を図られたい。

① 防火・避難規定

採光規制の対象外となる居室については、利用者の滞在時間が短く、日中の大部分を過ごす居室でないとしても、利用者は日常生活の一部に援助を必要としている避難弱者であり、建築物災害に遭遇した際の安全避難を確保する必要があることから、法別表第１（２）及び令第 115 条の３第１項第１号に規定する児童福祉施設等に該当し、防火・避難規定は適用になる。

② 他の児童福祉施設等に用途変更する場合の扱い

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の２の２に規定する老人デイサービスセンターの施設において、採光規制の対象外となる居室から、他の児童福祉施設等に用途変更する場合、その変更する部分の床面積が 200㎡を超えても法第 87 条に規定する用途変更の手続きは必要ではないが、採光規定は適用になるため留意すること。

③ 確認申請図書

確認申請時に提出すべき図書として、規則第１条の３第１項表２（九）の規定を改正し、令第 19 条第２項第４号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確認に必要な図書を追加した。確認に必要な図書としては、建設地を所管する行政庁の福祉部局が当該児童福祉施設等を指定することが見込まれる通知書や事前協議書等の書類が考えられる。なお、確認に必要な図書については、厚生労働省から介護保険担当主管部局に対して、事業者からの求めに応じ配慮することを周知している。

## 第３ 防火上及び避難上の規制の対象の合理化（令第 109 条の２の２並びに第 112 条第１項、第４項、第５項及び第 11 項関係）

準延焼防止建築物のうち、建築物の構造及び用途、周囲の状況を考慮して、避難上及び防火上支障がないと認められる一定の規模や用途のものについては、層間変形角（令第 109 条の２の２第１項）及び防火区画（面積区画（令第 112 条第１項、第４項、第５項）、竪穴区画（同条第 11 項））の規定を適用しないこととした。

## 第４ 用途地域における危険物の総量規制の合理化（令第 130 条の９第１項関係）

特定の用途地域※では、法第 48 条及び令第 130 条の９の規定に基づき、用途地域ごとに定められた数量を上回る圧縮ガス又は可燃性ガスを貯蔵又は処理する建築物については建築することができないこととされているが、「規制改革実施計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）等を踏まえ、圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用する設備等であって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準（国土交通省告示で後日制定）に適合する設備によりこれらのガスを貯蔵又は処理する建築物については、令第 130 条の９に規定された貯蔵量上限にかかわらず、建築することができることとした。

※第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業

地域、商業地域、準工業地域の７地域。